

岩手県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
近藤医院	下閉伊郡山田町川向町4番6号	平成26年6月2日
大野皮膚科医院	北上市大曲町1番2号	平成26年6月30日
アイン薬局前沢店	奥州市前沢区字立石187番地3	平成26年7月7日